

地方独立行政法人岩手県工業技術センター就業規則

制定 平成18年4月1日
最終改正 令和5年3月16日

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
 - 第2章 任用
 - 第1節 採用（第5条－第10条）
 - 第2節 評価（第11条）
 - 第3節 昇任（第12条）
 - 第4節 異動（第13条）
 - 第5節 退職（第14条－第17条）
 - 第3章 給与（第18条）
 - 第4章 旅費（第19条）
 - 第5章 退職手当（第20条）
 - 第6章 勤務時間、休日及び休暇等（第21条－第24条）
 - 第7章 賞罰
 - 第1節 表彰（第25条）
 - 第2節 分限及び懲戒（第26条－第29条）
 - 第3節 損害賠償（第30条）
 - 第8章 服務（第31条・第32条）
 - 第9章 研修（第33条）
 - 第10章 安全及び衛生（第34条・第35条）
 - 第11章 福利・厚生（第36条－第38条）
 - 第12章 利益の保護（第39条）
 - 第13章 職務発明（第40条）
 - 第14章 雑則（第41条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

- 第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）に勤務する職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。
- 2 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）及びその他の関係法令の定めるところによる。

（適用範囲）

- 第2条 この規則は、理事長が常時勤務する職員（以下「職員」という）として雇用した者に適用する。
- 2 常時勤務を要しない職員の就業に関する事項については、別に定める。

（権限の委任）

- 第3条 理事長は、この規則に規定する権限の一部を、別に指定する理事又は職員に委任することができる。

（規則の遵守）

- 第4条 理事長（前条の規定により、権限の委任を受けた者を含む。以下同じ。）及び職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

第2章 任用

第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、選考又は競争試験によるものとする。

- 2 理事長は、必要があると認める場合には、任期を定めて研究員を採用することができる。
- 3 職員の任用に関しては、地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員の任用に関する規程の定めるところによる。

(労働条件の明示)

第6条 理事長は、採用しようとする職員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(提出書類)

第7条 職員として採用される者は、次の書類を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が必要ないと認めた場合は一部を省略することができる。

- (1) 誓約書
 - (2) 履歴書
 - (3) 卒業（修了）証明書
 - (4) 健康診断書（3月以内のもの）
 - (5) その他理事長が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、職員は、所定の書類により、その都度速やかに届け出なければならない。

(着任)

第8条 採用された職員は、その発令年月日から起算して1週間以内に着任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事情により規定する期間内に着任することができないときは、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(職員の配置)

第9条 職員の配置は、法人の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

(試用期間)

第10条 新たに職員として採用された者については、採用の日から6月の試用期間を設ける。

- 2 理事長は、必要と認める時は、前項の試用期間をさらに6月を限度として延長することができる。
- 3 理事長は、試用期間中の職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、試用期間満了時に本採用を拒否することができる。
 - (1) 勤務成績が不良なとき
 - (2) 心身の故障により業務遂行に支障があるとき
 - (3) その他職員として適格性を欠くとき
- 4 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 評価

(勤務評定)

第11条 職員の勤務成績については、評定を実施する。

2 評定の取扱いについては、別に定める。

第3節 昇任

(昇任)

第12条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行う。

第4節 異動

(配置転換・出向等)

第13条 職員は、業務上の都合により配置転換、兼務又は出向を命ぜられることがある。

2 職員は、正当な理由がないときは、前項に基づく命令を拒否することができない。

3 出向を命ぜられた職員の取扱いについては、別に定める。

4 第9条の規定は、職員が配置転換及び出向先からの復帰を命ぜられた場合に、これを準用する。

第5節 退職

(退職)

第14条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日をもって退職したものとす。

- (1) 退職を申し出たとき 理事長が退職日と認めた日
- (2) 定年に達したとき 定年に達した日以後最初の3月31日
- (3) 死亡したとき 死亡日
- (4) 任期の定めがあるとき 任期満了の日

(自己都合による退職手続)

第15条 職員が退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに文書をもって理事長に願出なければならない。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 職員は、退職を願出しても、退職するまでは従来職務に従事しなければならない。

(退職後の責務)

第16条 職員が退職した場合は、法人から借用している物品をすみやかに返還しなければならない。

2 退職した者は、在職中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 退職した者は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、理事長の許可を受けなければならない。

(退職証明書の交付)

第17条 法人を退職した者から次の事項の全部又は一部について証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) 業務の地位
- (4) 給与
- (5) 退職又は解雇の理由

(定年前退職者の任用)

第18条 年齢60年に達した日以後に退職をした職員を、従前の勤務実績その他の情報により、短期時間勤務の職に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がこれらの者を採用とする短期時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第29条に規定する定年をいう。）を経過した者であるときは、この限りではない。

2 その他、前項の規定により採用された職員（以下、「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の

任用等に関しては、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）及び岩手県人事委員会が定める規則の適用を受ける岩手県職員の例による。

第3章 給与

（給与）

第19条 職員の給与については、地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員給与規程の定めるところによる。

2 任期付研究員の給与については、地方独立行政法人岩手県工業技術センター一般職の任期付研究員の採用等に関する規程の定めるところによる。

第4章 旅費

（旅費）

第20条 職員に対して支給する旅費については、地方独立行政法人岩手県工業技術センター旅費規程の定めるところによる。

第5章 退職手当

（退職手当）

第21条 職員の退職手当については、地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員退職手当規程の定めるところによる。

第6章 勤務時間、休日及び休暇等

（勤務時間、休日及び休暇等）

第22条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の定めるところによる。

（育児休業）

第23条 職員の育児休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例7号）の適用を受ける岩手県職員の例による。

（高齢者部分休業）

第24条 職員の高齢者部分休業については、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年岩手県条例第40号）の適用を受ける岩手県職員の例による。

第7章 賞罰

第1節 表彰

（表彰）

第25条 職員の表彰については、地方独立行政法人岩手県工業技術センター表彰規程の定めるところによる。

第2節 分限及び懲戒

（休職）

第26条 職員が、職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号）に規定する事由に該当したときは、これを休職にすることができる。

（分限及び懲戒）

第27条 職員の分限及び懲戒については、別に定める事項を除き、職員の分限についての手続及び効

果に関する条例（昭和26年岩手県条例第52号）及び職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例（昭和26年岩手県条例第53号。以下「懲戒手續効果条例」という。）の適用を受ける岩手県職員の例による。

（減給の効果）

第28条 懲戒手續効果条例第4条の規定にかかわらず、労基法第91条の規定に基づき、減給の効果は1回の額が労基法第12条で定める平均賃金の半日分、若しくはその総額が1給与支払期間の給与総額の10分の1を限度とする。

（定年）

第29条 職員の定年は、職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号）の適用を受ける岩手県職員の例による。

第3節 損害賠償

（損害賠償）

第30条 職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第8章 服務

（服務）

第31条 職員の服務は、岩手県職員の例による。ただし、地方独立行政法人法により適用を除外されている部分を除く。

（倫理）

第32条 職員は、職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号）の適用を受ける岩手県職員の例により、その職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

第9章 研修

（研修）

第33条 職員の研修は、地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員研修規程の定めるところによる。

第10章 安全及び衛生

（安全及び衛生）

第34条 職員の安全及び衛生については、地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員安全衛生管理規程の定めるところによる。

（ハラスメントの防止）

第35条 職員のハラスメントの防止については、地方独立行政法人岩手県工業技術センターハラスメント防止規程の定めるところによる。

第11章 福利・厚生

（公務災害等）

第36条 職員の公務上の災害及び通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより、補償を行う。

（共済・互助会）

第37条 職員の共済・互助会については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律152号）及び職員互

助会に関する条例（昭和25年岩手県条例第59号）の適用を受ける岩手県職員の例による。

（宿舍）

第38条 職員の宿舍の使用については、別に定める。

第12章 利益の保護

（不服申し立て）

第39条 職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた者が、その処分に不服がある場合は、理事長に対して不服申し立てをすることができる。

2 理事長は、前項に規定する不服申し立てがあった場合、人事等審査委員会の意見を聴かなければならない。

第13章 職務発明

（職務発明）

第40条 職員の職務上の発明についての取扱いは、別に定める。

第14章 雑則

（補則）

第41条 この規則及び理事長が別に定める規程に定めがあるもののほか、職員の勤務条件等の取扱いは、岩手県職員の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

定年退職者等の再任用に関しては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）及び岩手県人事委員会が定める規則の適用を受ける岩手県職員の例による。